

岩手県告示第14号

建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準及び建設関連業務競争入札参加資格審査申請書の提出期間（平成20年岩手県告示第504号）の一部を次のように改正し、平成24年1月17日から施行する。

平成24年1月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>2 建設関連業務競争入札参加資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 提出書類</p> <p><u>ア 建設関連業務競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）</u></p> <p><u>イ 営業に関する登録証明書の写し</u></p> <p><u>ウ 直前2年の実績高表（様式第2号）</u></p> <p><u>エ 計算書類（申請書を提出する日の属する年の前年及び前々年に決算日の到来する各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人にあつては、収支計算に関する書類）をいう。）</u></p> <p><u>オ 測量法第55条の8に規定する書類の写し、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第7条に規定する現況報告書の写し、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第7条に規定する現況報告書の写し若しくは補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第7条に規定する現況報告書の写し又は様式第1号（その3）に掲げる資格を証明できる書類若しくはその写し</u></p> <p><u>カ 営業経歴書（様式第3号）</u></p> <p><u>キ 登記事項証明書（個人にあつては、身分証明書）</u></p> <p><u>ク 納税証明書（県税、法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明する納税証明書をいう。ただし、県内に営業所又は事務所を有しない申請者にあつては、法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明する納税証明書をいう。）</u></p> <p><u>ケ 技術者経歴書（様式第4号）</u></p> <p><u>コ 申請業務に係る技術者業務経歴書（様式第5号）（申請者が申請しようとする申請業務（建築関係建設コンサルタントにおける調査一般並びに土木関係建設コンサル</u></p>	<p>2 建設関連業務競争入札参加資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 提出書類 <u>資格審査を受けようとする者は、別に定める様式による建設関連業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に、別に定める審査書類を添えて知事に提出しなければならない。</u></p>

タントにおける交通量調査、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理、調査一般及び市場調査を除く。）に係る技術者が現に在籍し、かつ、当該技術者において過去5年間に当該申請業務に係る実績を有している場合に限る。）

サ 申請業務に係る業務実績書（様式第6号）

シ 県内営業所一覧表（様式第7号）（県内に営業所（本店以外の事務所であって、建設関連業務に従事する技術者が1名以上常駐するものその他の別に定める基準を満たすものに限る。以下同じ。）を有する申請者に限る。）

ス 東北各県営業所一覧表（様式第8号）（県外に本店を有する申請者であって岩手県以外の東北各県のいずれかに営業所を有するものに限る。）

セ 法人・個人の事業開始等申告書の写しその他営業所の存在を確認できる書類

ソ 県内技術者一覧表（様式第9号）（県内に本店又は営業所を有する申請者に限る。）

タ 県内実務経験者数等一覧表（様式第10号）（県内に本店又は営業所を有する申請者に限る。）

チ その他知事が別に定める書類

(3)・(4) [略]

4 提出書類記載事項の変更届等 申請書提出後、次の各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する場合はその都度建設関連業務競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第11号）又は廃業届（様式第12号）を、第3号に該当する場合には、名簿作成年以外の年の1月17日から1月31日までの期間内に建設関連業務競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

5 技術者状況届 申請書提出後、規程第3条第1項の資格基準に適合すると認められた者（以下「資格者」という。）であって、技術者の状況に変更があったものは、その都度、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 技術者状況届（様式第13号）

(2) 県内技術者一覧表（県内に本店又は営業所を有する資格者に限る。）

(3) 県内実務経験者数等一覧表（県内に本店又は営業所を有する資格者に限る。）

6 その他

(3)・(4) [略]

4 提出書類記載事項の変更届等 申請書提出後、次の各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する場合はその都度別に定める様式による建設関連業務競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届又は別に定める様式による廃業届を、第3号に該当する場合には、名簿作成年以外の年の1月17日から同月31日までの期間内に別に定める様式による建設関連業務競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

5 技術者状況の届 申請書提出後、規程第3条第1項の資格基準に適合すると認められた者（以下「資格者」という。）であって、技術者の状況に変更があったものは、その都度、別に定める様式による技術者状況届に、別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

6 その他

- (1) 提出書類は、原則として2(2)に掲げる順序につづり
込むこと。
- (2) あて先を明記した通信用封筒（郵便切手を貼付したもの）を添付すること。

別表第1

業種	申請業務	資格等
[略]		
建築関係建設コンサルタント	[略]	
	構造	1級建築士 2級建築士 <u>建築構造士</u>
ト	[略]	
	建築積算	1級建築士 2級建築士 <u>建築積算資格者</u>
[略]		

[略]

別表第2

提出場所	本店の所在地
[略]	
県南広域振興局土木部一 関土木センター	一関市 西磐井郡 <u>東磐井郡</u>
[略]	

- (1) 提出書類は、原則として横書き、天つづりとするほか、
別に定める方法により調製すること。
- (2) 宛先を明記した返信用封筒（郵便切手を貼付したもの）を添付すること。

別表第1

業種	申請業務	資格等
[略]		
建築関係建設コンサルタント	[略]	
	構造	1級建築士 2級建築士 <u>J S C A 建築構造士</u>
ト	[略]	
	建築積算	1級建築士 2級建築士 <u>建築積算士（建築積算資格者）</u>
[略]		

[略]

別表第2

提出場所	本店の所在地
[略]	
県南広域振興局土木部一 関土木センター	一関市 西磐井郡
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第13号までを削る。